

1 日時

平成21年6月26日(金) 13:30～16:45

2 場所

奈良裁判所大会議室

3 出席者

(地裁委員) 有山雄基, 坂本成彦, 仁尾雅信, 西川良秀, 弓場季彦, 中村 悟, 中村好春, 石川恭司, 上垣 猛

(家裁委員) 井岡陽子, 上垣 功, 岸本年史, 小久保忠弘, 平山文堂, 前田太一, 松本眞理子, 米山京子, 中村好春, 片岡勝行, 上垣 猛

(事務局) 地裁 新見民事首席書記官, 高木刑事首席書記官, 山本事務局長, 島田事務局次長, 園田総務課長

家裁 柳沢首席家裁調査官, 新谷首席書記官, 中田訟廷管理官, 大倉事務局局長, 田中事務局次長

4 議事(:委員長, :委員, :事務局)

- (1) 所長あいさつ
- (2) 委員の紹介等
- (3) 前回の委員の意見に対する裁判所の取組等
少年審判における被害者配慮制度に関する運用状況について報告した。
- (4) 意見交換

ア 家裁委員会関係

テーマ：調停の運営について～家事調停に関する裁判所の今後の広報の在り方や方向性等～

(裁判所からプレゼンテーションソフト, 手続案内用ビデオを用いた説明を行い, 調停室等の施設視察を行った。)

調停成立率が向上したという説明があったが, その要因の中に, 広報のヒントもあるのではないか。成立率が向上した要因にはどのようなものがあるのか。

調停委員が自主的な研修を熱心に重ね, 裁判所もそれを支援することで, 調停委員のスキルを磨くほか, 裁判官も調停への関与を深めたなどのことが挙げられる。

一言で言えば, やる気である。調停成立率全国最下位という汚名を返上したいとの気持ちから, 調停委員, 裁判官, 職員が一丸となって取り組んだ成果だと思う。研修も行ったし, 裁判官と調停委員の評議を充実させたり, 裁判官が直接, 当事者を説得するなど調停への関与を深めた。また, 時には午後7時30分ころまで調停を行ったこともある。

調停の充実のため、弁護士会とも協議を重ねるなどして、協力関係を築くことができたことも要因だと思う。

お聞きした限りでは、受け身的な広報が中心だと感じる。もっと、国民に飛び込んでいくような広報活動も考えないといけないのではないか。裁判所だけでは人的に不足するというのであれば、民間の説明員に依頼して、自治会などいろいろな所に出向いて行って、調停について、短時間でよいから説明させてもらうというような取組を積極的に行うことが必要ではないか。

大学では、中学、高校に出向いて出前授業を行っているが、裁判所は、中学、高校、大学などへの出前授業を行っていないのか。

裁判所でも出前授業を行っているが、これまで取り扱ってきた内容は、裁判員制度や、法を守るあるいは法を使うとはどういうことかという、いわゆる法教育一般にかかわるもので、調停に焦点を当てたようなものはなかった。

大学では、自校のことを知ってもらうためにオープン・キャンパスとあって、大学を開放することがよく行われているが、裁判所でも「オープン・コート」というようなことは考えられないか。

当庁でも、裁判所見学会として、裁判所に来ていただいて、法廷傍聴や制度説明を行うことは常時行っており、近年は非常にたくさんの方が来られている。広報にあっては、裁判所としては、どこまで乗り出していけばよいかというスタンスの取り方が難しい。どんどん訴訟なり調停を起こしてくださいと言う訳にもいかない。

裁判所では、調停ではどういうことをしてくれるのかという意味の広報は行っているのか。弁護士が市町村の法律相談などで説明する際には、問題解決のために調停の利用もできると紹介したりしている。

裁判所では、法律相談はできないので、例えば、調停を起こすとすればこのような書面が必要ですよというように手続や書式について説明するという立場である。その点を明確にするために、名称も、従前の家事手続相談から家事手続案内に改めたところである。

裁判所というと、手続が煩瑣で足が遠のいている面がある。広報にとってのキーワードは、プロフェッショナルとスピード感だと思う。かつては、トラブルがあってもそれをなかなか表に出せなかったが、調停という方法があって、紛争解決の専門家が関与してくれて、権利を主張できる、相談に行けるということを知ってもらうことが重要だと思う。本当に困った人が相談に行き、窓口で冷たく扱われるようなことがないように、手続の入口では、人間味あふれるような対応をしてほしいと思う。広報はやらないよりは、やるほうがよい。関心のない人に向かっていくら言ってもしかたないが、離婚の問題で悩んでいるような人に、困ったときにはこのような方法があって、その窓口はここだということを周知広報する必要があると思う。

地域に密着した活動という意味では、自治会を通した広報が有用であろう。調停の問題も含めて、小中高校の学校教育にはどんなスタンスで関与してきたのか。

制度が、より生活に密着すると意味では、自治会や学校の役割に加えて、村の物知りの存在が重要であろう。そういう人に、調停制度についてよく理解してもらえないといけない。裁判所だけで足りなければ弁護士会と協力したり、裁判所に学校の先生

や自治会の長に来てもらって話をするなど工夫の余地はあると思う。パンフレットなどの紙媒体を作ることだけが広報ではないと思う。

調停の信頼感の向上のためには、当事者に、担当の調停委員がどういう人で、どんな経歴や専門なのかを知らしめることも役立つのではないかと。また、手続の分かりやすい進行や、不調になった場合のアフターケアも重要だと思う。

調停委員は自己紹介をする場合にも、名前を名乗る程度にしている。経歴や職業は言っていないし、また、言う必要もないと思う。例外としては、例えば、地価の算定が争点になる場合に、不動産鑑定士に関与をしてもらおうというように、専門分野が絡む場合にはその資格等を告げている。調停委員の住所等が知れると、当事者が調停手続外で調停委員に接触される懸念もあるところである。

事件の争点などから、担当する調停委員の専門分野が問題となる場合は格別、調停で話を聴く中から、自ずから調停委員の人柄が表れるようになることが理想だと思う。アフターケアとしては、不調の場合になった場合の、訴訟や審判手続について説明して理解してもらい、調停で解決するのがよい

裁判所を活用しなくてよい社会が一番だと思うが、現実問題としては、弱い立場の人、本当に困っている人がどう活用できるかが大事だと思う。裁判所としては、誇り、プライドを持った硬派の広報というスタンスでよい。調停の安心感、スピーディーさ、費用の低廉なこと、何よりも申立てに対して、きちんとかいこうようにしてもらえるとという信頼感を分かりやすい言葉で伝えていくことが大事だと思う。自分だったら、困ったときには、ホームページを見ようと思うが、高齢者などパソコンを使わない人もまだ多い。学校教育の場で、あのとき習ったという経験が大きいと思う。

高校での授業など、社会に出る前に学習する機会を持つことが大事だと思う。

広報のために金をかけられないことから、市町村の広報誌への掲載依頼なども行ってきた。

当事者は必要に迫られて手続を利用する面があるので、民間企業の広告・広報とはスタンスが異なるだろうが、困ったときにどうすればよいかは伝えていく必要がある。ところで、調停の成立率が高いのは結構なことであるが、個々人の満足度も同時に高まっているのかなという思いはある。無理矢理追い立てられて、合意するというのではないと思うが。

調停は、当事者の互譲による解決を目指すものであって、100%結果に満足ということはありませんが、判決等による一刀両断の解決方法と異なって、将来の人間関係を作っていくという意味から話合いで解決することの意味を考えてもらうことが、満足度に影響するのかなと思う。

大学のオープン・キャンパスのように、裁判所をオープンにすることが、裁判所や制度について知ってもらうことに役立つと思う。調停委員の努力の成果として調停成立率が向上したという話もお聞きしたので、今後も関係の方々の努力を期待している。

イ 地裁委員会関係

テーマ：裁判員制度について～より分かりやすい広報の仕方～

(裁判所からプレゼンテーションソフト用いて説明を行った。)

裁判員制度広報として、現時点までにできることはやり尽くしたように思う。今後は、なぜ多くの国民がいまだに参加に消極的なのかを問うよりも、裁判員制度にどのような意義があるのかを繰り返し広報するほうがよい。

感想としては、多くの国民にとって、まだ法務関係は縁遠いものであり、司法や法律の意義について国民が目を向け、それに基づいてより良い社会を作るという方向付けが必要だと思う。そのためには、小・中・高校への広報を積極的に行うことを提案したい。その年代に学んだことは、年を重ねるにつれて身に付いてくるものだと思う

制度が体に馴染むよう、いわば既製品からオーダー品にしていく必要がある。裁判員制度の導入を控えて、裁判所側の姿勢はだいぶ変わったと思う。制度の理解を進めるためには、学校教育に語り部として入っていくことなどが考えられてよい。守秘義務があることにより、アピールしにくい。判断に至る過程が知りたいのに、そこに触れてはいけないというもどかしさがある。

中・高・大学生に対して、裁判官や職員が分かりやすい言葉でどう語りかけるかが大事だと思う。資料を読ませていただくと、裁判員制度についてよく理解できるように、うまく作られている。ただ、これが、どれくらい読まれているだろうか。私の周りではだれも読んだことはなかった。良い物を作っても、それをピーアールしないと伝わらないということを実際に考える必要があると思う。

裁判をテレビ中継することは考えないのか。

マスコミを意識した証言等によって、公平な審理に悪影響を与えるおそれがあるだろう。テレビ中継が、冷静に審理することと両立するかどうか。

テレビには載せられない情報もある。テレビから、すべての情報が均等に伝わるとは限らず、取扱い方によって、異なった印象を与えることがある得る。マスコミや裁判員を意識したパフォーマンスが出てこないとも限らない。

それぞれの方の持つ価値観に関わることで、それでも良いんだというコンセンサスが国民の間にできれば、将来、中継をするということもあり得るかもしれないが、現状では、難しいように思う。

(5) 今後の開催予定等について

ア 次回期日（地・家裁委員会の合同開催）

次回 11月16日（月）午後1時30分

次々回 平成22年3月19日（金）午後1時30分（予定）

イ 次回テーマについて

（地裁委員会）裁判員制度について～裁判員，裁判員候補者に対する応接，接遇等～

（家裁委員会）調停の運営について～調停委員にふさわしい人材を得る方策等～